

江戸川区工事登録業者各位

測量・調査・設計等委託業務に係る
最低制限価格制度の導入について

江戸川区では、工事案件として平成28年10月1日以降に初度の公表を行う、予定価格が130万円を超える設計等委託()について、最低制限価格制度を導入いたします。

最低制限価格制度導入に伴い、契約事務規則の改正(下記参照)と江戸川区最低制限価格制度要綱を新たに制定しましたので、合わせてお知らせいたします。(規則等は平成28年10月1日以降、用地経理課ホームページ 工事 要綱・基準及び要領等 からご確認いただけます。)

設計等委託・・・建築設計、土木設計、設備設計、測量、地質調査、その他調査委託

江戸川区契約事務規則(抜粋)

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 第二十九条 政令第百六十七条の十第二項の規定に基づき落札者を決定することができる契約は、予定価格が百三十万円を超える工事又は製造 その他の 請負に関する契約とする。 | 第二十九条 政令第百六十七条の十第二項の規定に基づき落札者を決定することができる契約は、予定価格が百三十万円を超える工事又は製造_____の請負に関する契約とする。 |
| 第三十条 前条に規定する契約について、最低制限価格を設ける場合は、予定価格の十分の八・五から十分の七の範囲内において、当該工事又は製造 その他の請負 の予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して、当該工事又は製造 その他の請負 ごとに適正に定めなければならない。 (以下省略) | 第三十条 前条に規定する契約について、最低制限価格を設ける場合は、予定価格の十分の八・五から十分の七の範囲内において、当該工事又は製造_____の予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合その他の条件を考慮して、当該工事又は製造_____ごとに適正に定めなければならない。 (以下省略) |

< 問合せ先 >

用地経理課 契約係

電話：5662-1005(直通)